

新	旧
高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則 第 1 条～第 22 条 （略） 第 23 条 条例第 7 条の規定に基づき入校手数料又は入校料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、知事が別に定める。 2 条例第 7 条の規定に基づき授業料又は受講料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 （1） 学生を大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）<u>第 4 条第 1 項</u>の規定による授業料等減免対象者（次条第 1 項第 1 号において「授業料等減免対象者」という。）として認定したとき。 （2）～（5） （略） 第 24 条～第 25 条 （略） 附 則(令和 5 年 2 月 24 日規則第 7 号) この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則(令和 7 年 5 月 27 日規則第 53 号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	<u>令和 5 年度</u>高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則 第 1 条～第 22 条 （略） 第 23 条 条例第 7 条の規定に基づき入校手数料又は入校料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、知事が別に定める。 2 条例第 7 条の規定に基づき授業料又は受講料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 （1） 学生を大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）<u>第 8 条第 1 項</u>の規定による授業料等減免対象者（次条第 1 項第 1 号において「授業料等減免対象者」という。）として認定したとき。 （2）～（5） （略） 第 24 条～第 25 条 （略） 附 則(令和 5 年 2 月 24 日規則第 7 号) この規則は、公布の日から施行する。